【規程番号　神女大Ⅳ－008】

神戸女子大学特別研究補助員（ﾘｻｰﾁ･ｱｼｽﾀﾝﾄ：RA）規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）における特別研究補助員（リサーチ・アシスタント、以下「RA」という。）について必要な事項を定める。

（目　的）

第２条　本学において、高度な研究能力を有する若手研究員を採用し、特定の共同研究に従事させ、大学の研究活動の活性化と研究の進展を図るとともに、人材の育成に資することを目的とする。

（資　格）

第３条　RA は、本学大学院家政学研究科、文学研究科及び看護学研究科における博士後期課程に在学している者とする。

２　本学の RA を志願する者は、志願毎に日本学術振興会特別研究員へ申請する者とする。

（職　務）

第４条　RA は、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 大学が認めた研究プロジェクトの研究業務の補助業務
（行吉学園教育・研究助成費に申請し、承認された研究補助業務を含む）

(2) その他学術研究推進委員会が必要と認めた研究の補助業務

（提出書類）

第５条　RA を志願する者は、次の各号に掲げる書類を総務企画部長を通じて学長に提出するものとする。

(1) 特別研究員志願調書（様式１を使用のこと）

(2) 研究業績書（様式２に準ずる形式で記載すること）

(3) 研究指導教員または推薦者の推薦書（様式３を使用のこと）

(4) 日本学術振興会特別研究員への申請書一式の写
（申請時期より前の場合は、申請後速やかに提出するものとする）

(5) 履歴書

（候補者の選考）

第６条　人事委員会は、RA 候補者から提出された書類に基づいて選考を行う。

（採　用）

第７条　RA の採用は、学長の申請に基づき理事長が任命する。

２　採用者は健康診断書を提出するものとする。
ただし、年度初めの健康診断を受診している場合は不要とする。

（任　期）

第８条　RA の任期は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

２　任期を更新するときは、前３条の手続を行うこととし、その任期は、通算して３年間とする。

３　RA の私傷病その他の事由による欠勤が１ヶ月を超える場合には、雇用契約を解除することができる。

（勤務時間）

第９条　RA の勤務時間は、原則として１月 34 時間を超えない範囲内とし、勤務日及び１日の勤務時間については、RA と相談のうえ、プロジェクト・リーダーが定めるものとする。ただし、研究プロジェクト・リーダー等の指示があり、本人が承諾した場合は、勤務時間を変更することができる。

（給　与）

第 10 条　RA の給与については、別表１に定めるところによる。

（1）通勤手当は原則として支給しない。

（2）その他の給与、賞与及び退職金は支給しない。

（遵守事項）

第 11 条　RA は、学校法人行吉学園契約職員就業規則を遵守しなければならない。

（細　則）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、RA に関して必要な事項は別に定める。

（改　廃）

第 13 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。この場合、学長は変更内容を理事会に報告する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表１　ＲＡの給与

	時間給
RA	1 時間　1,500 円